

電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和2年度）

令和2年8月31日

総務省

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針（令和元年度版）」（以下「基本方針」という。）に基づき、令和2年度の電気通信事業分野における市場検証に関する実施方針等を示すものとして、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和2年度）」（以下「年次計画」という。）を定める。

1 電気通信事業分野における市場動向の分析

1-1 電気通信事業分野における市場動向の分析

電気通信事業分野における各市場の競争状況等について分析を行う。競争状況等の分析に当たっては、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）に基づく報告内容、電気通信事業者等により公表されている各種データ等、電気通信事業者及び利用者へのアンケート結果、電気通信市場検証会議におけるヒアリング¹結果等を用いることとする²。

令和2年度においては、最近の電気通信事業分野における環境変化等を踏まえ、以下の観点に特に留意して分析を行う。

固定系通信

令和元年7月から、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社（以下「NTT東西」という。）が提供するFTTHアクセスサービスの卸売サービス（以下「サービス卸」という。）の最終利用者が、電話番号を変更することなく、サービス提供元を他の卸先事業者又はNTT東西に変更できる仕組み（以下「事業者変更」という。）が開始された。これに伴い、その他の形態により固定系ブロードバンドサービスを提供する事業者を含め、市場における競争状況に大きな変化が生じる可能性があることから、引き続き、シェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握する。

¹ 必要に応じて実施。

² 総務省が市場検証の過程で収集したデータ等のうち、公表された場合に当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれのあるものについては、非公表とする場合も含め、取扱いに十分な配慮をすることとする。

移動系通信

移動系通信市場においては、令和元年10月に、携帯電話事業者及び販売代理店による一定の競争阻害的な行為を禁止する電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）が施行された。このほか、楽天モバイル株式会社によるMNOサービスの提供開始、一部移動系通信事業者による5Gサービスの提供開始などにより、市場環境に大きな変化が生じることが予想されることから、シェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等を多角的に分析することを通じ、市場構造の変化を的確に把握するとともに、事業者による競争阻害的な行為の有無を見極めることとする。

その他留意すべき事項

固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスとの垣根が今後更に低くなることが予想されることや、サービス卸の普及等により、固定系ブロードバンドサービスと移動系通信サービスについて、同一の事業者から提供を受ける最終利用者が増えてきていることなど、固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係の変化にも留意して市場動向の分析を行う。併せて、電気通信事業者におけるグループ化や事業者間の連携状況についても把握を行い、各市場における競争に与える影響の有無について分析を行うこととする。

また、一部の電気通信事業者（又はそのグループ内事業者）においては、ポイントサービスや決済サービス等の提供を行っており、通信サービスとの連携もみられるところである。ポイントサービスや決済サービスを含め、通信サービスに付帯して利用者に提供されるサービスの提供状況について把握するとともに、電気通信事業分野における事業者間の公正競争を確保する上での課題の有無について引き続き分析することとする。

このほか、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、利用者の通信サービスの利用意向にも大きな変化が生じている可能性があると考えられる。各市場のシェア・HHI等の指標の推移、利用者料金その他の提供条件の変化に関する情報等のほか、利用者や事業者に対するアンケート等を通じて、利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響について把握を行うこととする。

1-2 I o T向け通信サービスの提供状況の把握、競争状況の評価に向けた情報収集・考え方の整理

移動系通信市場においては、I o Tの進展に伴い、通信モジュール³の契約数の占める割合が増加傾向にあるところ⁴、この傾向は5Gの普及等により今後更に加速するものと考えられる。

移動系通信サービスについては、「スマートフォン・フィーチャーフォン等向け通信サービス」と「I o T向け通信サービス」とに大別されるところ、これらサービス間には、契約数の増加率、サービスの需要者層、料金水準、付帯されるサービスなどに大きな違いがみられることなどを踏まえると、「I o T向け通信サービス」に特化した市場動向の分析を行う必要がある。令和元年度においては、I o T向け通信サービスの提供事業者に対して、その提供状況等についてヒアリングを行うなどの情報収集を行ったところ、令和2年度においても、引き続き、関係事業者⁵等へのヒアリング及びアンケート調査等を通じて、I o T向け通信サービス（及びその補完サービス）に係る取引実態について情報収集を行うとともに、諸外国における議論の動向等も踏まえ、競争状況の評価を試行的に実施することとする。

2 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

事後規制を基本とする電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の実効性を確保するため、以下のとおり、電気通信事業者の業務の状況等の確認を行う。

確認に当たっては、確認事項に応じ、対象の電気通信事業者に対し、あらかじめ確認事項を送付の上、当該確認事項等についてヒアリング等を行う。また、必要に応じ、報告徴収や業務改善命令等を行うこととする。

2-1 固定系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

F T T Hの契約数におけるN T T東西のサービス卸を利用して提供される契約数の割合が年々高まっており、様々な分野の事業者の参入もみられる一方で、MNOの小売市場におけるシェアが増加傾向にあることから、F T T Hの卸売市場における公正な事業者間取引を確保するとともに、小売市場における公正競争を確保することがますます重要となっている。

³ I o T/M2M向けの（移動系）サービス。

⁴ 令和元年度末時点において、MNOが提供する通信モジュールの契約数（卸電気通信役務の提供に係るものを含む。）は2,985万（前期比+4.4%、前年同期比+23.8%）となっており、移動系通信の契約数全体に占める割合（令和元年度末時点では16.0%）も年々増加してきている。

⁵ I o T向け通信サービスの提供事業者のほか、I o Tを構成する各種サービスの提供事業者、I o Tの利用者を想定。

また、N T T東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者に係る苦情相談件数が依然として高い水準にあることに鑑み、卸先事業者において消費者保護の充実等の観点から適切な措置が講じられているか注視していく必要がある。

こうした点を踏まえ、「N T T東西のF T T Hアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」（令和元年5月改定。以下「サービス卸ガイドライン」という。）に基づき、N T T東西及びN T T東西からサービス卸の提供を受ける卸先事業者（卸先事業者から再卸を受ける電気通信事業者を含む。以下同じ。）に対し、サービス卸ガイドラインを踏まえた対応状況等について確認を行う。なお、その際、令和元年7月1日から開始された事業者変更に係る状況にも留意することとする。

また、卸先事業者に対して、サービス提供に当たっての課題等について確認する。その際、複雑な提供条件、利用者誘引施策やスイッチングコスト等により利用者の自由で合理的なサービス選択が妨げられていないかという観点から、M N O及びそれ以外の卸先事業者又はこれらの媒介等業務受託者が実施するキャッシュバック、広告表示等の利用者誘引施策について、割引及び解約条件等の提供条件と併せて実態把握を進めるとともに、特にM N Oが提供するサービスの利用者に対して、他の卸先事業者のサービスに乗り換えられない理由や各種の提供条件・利用者誘引施策が契約の判断に与えた状況等について確認し、課題の有無等の把握を行う。

【確認対象】

- (1) NTT東西
- (2) 卸先事業者（MNO及び総務省が選定する事業者⁶）
- (3) （必要に応じ）MNOが提供するサービスの利用者等
- (4) （必要に応じ）上記(1)及び(2)以外の主要なF T T H事業者
- (5) （必要に応じ）上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者

【確認項目】

対象者	確認項目
(1) NTT東西	<ol style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い ③ 技術的条件に係る不当な差別的取扱い ④ サービス仕様に係る不当な差別的取扱い ⑤ 競争阻害的な情報収集 ⑥ 情報の目的外利用 ⑦ 情報提供に係る不当な差別的取扱い ⑧ 卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉 ⑨ 業務の受託に係る不当な差別的取扱い ⑩ 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ⑪ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い
(2) 卸先事業者	<ol style="list-style-type: none"> ① 競争阻害的な料金の設定等 ② 消費者保護の充実等の観点から望ましい行為 ③ その他サービス提供に当たっての課題等 （キャッシュバック・広告表示等の利用者誘引施策に係る確認を含む。） ④ 事業者変更の提供に係る不当な差別的取扱い
(3) （必要に応じ）MNOが提供するサービスの利用者等	○ 上記(2)③括弧書きに係る事項
(4) （必要に応じ）上記(1)及び(2)以外の主要なF T T H事業者	○ 同上
(5) （必要に応じ）上記(1)、(2)及び(4)の媒介等業務受託者	○ 同上

⁶ 卸先事業者が提供するサービスも含めたF T T Hに係る苦情相談件数は、減少しているものの依然として高い水準にあることに鑑み、各事業者に係る苦情相談件数も考慮した上で卸先事業者を選定。

2-2 移動系通信に関する電気通信事業者の業務の状況等の確認

MNOが第二種指定電気通信設備（以下「二種指定設備」という。）を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）を中心とした3グループに実質的に収れん、寡占化している状況にあっては、MVNOにもネットワークを持つ二種指定事業者と同様にネットワークへのアクセスを可能とし、公正な競争環境を確保することが必要である。

二種指定事業者においては、昨年度の制度改正等により、今年度適用の接続料から、①合理的な予測に基づく「将来原価方式」により、3年分の接続料を算定すること、②グループ内MNO（UQ、WCP）の二種指定により、電波利用の連携サービスに係る接続料を算定すること、③MVNOにおいても5Gサービスの提供が可能となるよう、4G・5G一体の接続料を算定することとされた。主要MNOにおいて、令和元年度末より5Gの商用サービスが開始されたところ、今後、5Gへの移行がますます進んでいくことが見込まれ、また、仮想化の進展に伴い、ネットワークの様態が変化していくことが想定される。

そうした環境変化の中、二種指定事業者におけるネットワークの提供条件等において、不当な差別的取扱いや競争阻害等の不当な運営に当たるものがないか等について確認を行う。

【確認対象】

- (1) MVNO（総務省が選定する事業者⁷）
- (2) 二種指定事業者

【確認項目】

対象事業者	確認項目
(1) MVNO	○ネットワーク提供の条件等
(2) 二種指定設備設置事業者	○ 同上

⁷ 一定規模以上のMVNO等。

2-3 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認

電気通信事業法においては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者(以下「一種指定設備設置事業者」という。)及び二種指定設備設置事業者で営業収益について大きな市場占有率を占めること等により電気通信事業法第30条第1項により指定された者を、市場支配力を有する電気通信事業者(以下「市場支配的事業者」という。)とした上で、他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすおそれのある当該電気通信事業者の行為を類型化し、あらかじめ禁止している。なお、平成27年法律第26号による電気通信事業法の改正において、移動系通信における市場支配的事業者⁸に対する禁止行為規制を緩和し、禁止行為の対象について、当該事業者の特定関係法人(電気通信事業者であつて総務大臣が指定するもの⁹。以下同じ。)に対する不当な優遇に限定している。

市場支配的事業者による禁止行為規制の対象となる行為が行われる場合には、公正競争の確保に支障が生じるおそれがあるため、市場支配的事業者による特定の者に対する不当な優遇の有無等の禁止行為規制の遵守状況等について確認を行う。

【確認対象】

- (1) 第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (2) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者
- (3) 上記(1)の契約の相手先¹⁰
- (4) 上記(2)の特定関係法人
- (5) 上記(1)から(3)までの競争事業者¹¹

⁸ 令和2年7月時点では、株式会社NTTドコモが該当。

⁹ 令和2年7月時点では、NTT東西、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティエムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピー・シーコミュニケーションズ及びエヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社が該当。

¹⁰ 一定規模以上の電気通信事業者。

¹¹ 一定規模以上の電気通信事業者。

【確認項目】

対象事業者	確認項目
(1) 第一種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 電気通信役務以外の業務に関する契約及び当該業務に係る料金その他の提供条件等 ③ 禁止行為規制遵守のために講じている措置及びその実施状況
(2) 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制適用事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① 特定関係法人との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 特定関係法人との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ③ 特定関係法人以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約 ④ 禁止行為規制遵守のために講じた措置及びその実施状況
(3) 上記(1)の契約の相手先	<ul style="list-style-type: none"> ① 一種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 一種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務以外の業務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ③ 一種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約
(4) 上記(2)の特定関係法人	<ul style="list-style-type: none"> ① 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ② 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者との間の電気通信役務の提供以外の業務に関する契約及び当該役務に係る料金その他の提供条件等 ③ 二種指定設備に係る禁止行為規制適用事業者以外の電気通信事業者との間の上記①又は②と同様の契約
(5) 上記(1)から(3)までの競争事業者	<ul style="list-style-type: none"> ① (1)及び(2)の禁止行為規制適用事業者による接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供が疑われる事例 ② 電気通信役務又は電気通信役務の提供以外の業務に関し、(1)及び(2)の禁止行為規制適用事業者のグループ内の電気通信事業者又は特定の電気通信事業者に対する不当な優遇が疑われる事例 ③ (1)の禁止行為規制適用事業者による他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉が疑われる事例 ④ その他禁止行為規制に係る制度上の課題等

3 ワーキンググループにおけるモニタリングの実施

基本方針3（3）において、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を踏まえたモニタリングを実施することとした事項のうち、「①モバイル市場の競争環境に関する事項」については、「競争ルールの検証に関するWG」を開催し、改正法により講じた措置の効果や移動系通信市場に与えた影響、固定系通信も含めた競争環境等について、評価・検証を行ってきているところであり、引き続き、「競争ルールの検証に関するWG」において上記の評価・検証を実施することとする。

また、「②ネットワーク中立性に関する事項」については、「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」を開催し、電気通信事業者による帯域制御の実施、ゼロレーティングサービスの提供等について、各ガイドライン（「帯域制御の運用基準に関するガイドライン」¹²及び「ゼロレーティングサービスの提供に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」¹³）との整合性や対応状況に関する情報の収集・確認、帯域制御の実施やゼロレーティングサービスの提供等による電気通信市場（コンテンツ市場）・利用者への影響などの把握・分析、その他ネットワーク中立性に関する課題等について評価・検証を行ってきているところであり、引き続き、「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」において上記の評価・検証を実施することとする。

上記のほか、電気通信事業分野における公正競争の促進や利用者利便の確保に関連する事項のうち、特にテーマを絞って集中的に議論すべき事項については、必要に応じ、ワーキンググループを開催して議論を行うこととする。

4 電気通信市場の検証

上記1から3までの結果を踏まえ、分析対象とした各市場について、公正競争環境が確保されているか、利用者利便が確保されているかといった観点から、検証を行うとともに、翌年度以降の市場検証の実施に当たっての課題等を整理する。検証結果及び翌年度以降の課題については、年次レポートとして取りまとめるとともに、翌年度の年次計画に反映させることとする。

¹² 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟及びNGN IPoE 協議会により構成される「帯域制御の運用基準に関するガイドライン検討協議会」において策定（令和元年12月最終改定）。

¹³ 令和2年3月策定。

